

幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準の制定について

1 経緯

平成24年8月に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度からの本格施行が予定されている「子ども・子育て支援新制度」では、「幼保連携型認定こども園」に関する認可、指導監督等が一本化され、「学校及び児童福祉施設」として法的に位置付けられることとなった。

また、都道府県は、「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営について、条例で基準を定めることとなった。

2 主務省令に定める基準

都道府県が「幼保連携型認定こども園」の設備及び運営の基準を定めるに当たっては、主務省令に定める基準に従い、又はそれを参酌することとされている。

分類	説明	主な内容例
従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> 必ず適合させなければならない基準 その基準に従う範囲内で地域の実情に応じた内容を定めることのできるものの、異なる内容の基準を定めることのできないもの 	<ul style="list-style-type: none"> 学級の編成 職員の配置 設備 差別的取扱いの禁止 秘密保持の義務
参酌すべき基準	<ul style="list-style-type: none"> その基準を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて異なる内容の基準を定めることができるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 人格の尊重 職員の資質向上・研修機会の確保 苦情への対応

3 対応方針

- ・ 条例には、主務省令に定める基準及び本県の独自基準を規定することとする。
- ・ 「独自基準」については、既に現行の幼保連携型認定こども園に適用している独自基準を引き続き規定することにより、本県における設備及び運営の水準を維持することとする。なお、幼保連携型認定こども園の設置を促進する観点から、新たな独自基準は設けないこととする。

4 本県の独自基準

- ・ 子育て支援事業について、2以上の事業を、週3日以上実施すること
- ・ 保護者が多様なサービスを適切に選択できるよう、情報を開示すること
- ・ 自己評価、外部評価等において子どもの視点に立った評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上を図ること

5 今後の予定

- ・ 平成26年7月 パブリックコメントの実施
- ・ 平成26年9月 県議会に条例案を提出
- ・ 平成26年10月 条例施行